

日本工業大学後援会会則

- (総会)
- 第12条** 総会は、全正会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による定足数を認める。
- 2 総会は年1回5月に会長が招集し、次の事項を審議する。
- (1) 事業、決算報告
 - (2) 事業計画、予算
 - (3) 理事選任
 - (4) 会長、副会長の選任
 - (5) 会則の改廃
 - (6) その他の重要事項
- 3 議長は、正会員の中より選出し、議事の決定はすべて出席会員の過半数の同意による。
- 4 会長は次の場合、臨時総会を招集することができる。
- (1) 会長が必要と認める場合
 - (2) 正会員の総数の5分の1以上の要求があった場合。ただし、この場合にはこれを1か月以内に開催するものとする。
- (理事会)
- 第13条** 理事会は、役員及び理事をもって組織し、会長が必要に応じ招集、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画
 - (2) 予算の執行
 - (3) 総会の議案
 - (4) 総務、財務の選出
 - (5) 専門委員会の設置等に関する事項
 - (6) その他役員会において必要と認められた事項
- 2 会長は理事会において議長となる。
- 3 理事会における議決は出席者の過半数の同意による。
- (役員会)
- 第14条** 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集、会務運営の基本に関する事項の立案、執行その他会長が必要と認める重要事項を取扱う。
- 2 会長は役員会の議長となる。
- (専門委員会)
- 第15条** 専門委員会は、理事の中より会長の指名する委員により構成し、当該委員が必要に応じ招集、専門分野における次の業務を行う。
- (1) 担当事業の計画、立案
 - (2) 予算作成
 - (3) 承認された事業の実施及び報告
- 2 会長は正会員の中から必要に応じ委員を指名することができる。
- 3 専門委員長は専門委員会の議長となる。
- (会計)
- 第16条** 本会の経理は、入会金、会費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。入会金は1,000円とし、入会時に納入、会費は年額20,000円として毎年2回に分納することができる。
- 2 賛助会員の会費は、終身会費20,000円とし入会時に納入するものとする。(会計年度)
- 第17条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。(支部の結成)
- 第18条** 会員は地方支部を結成することができる。この場合、当該地方の発起人は支部規約案を作成し、本部理事会の承認をうけるものとする。
- 2 設立された支部は、支部役員を定め、支部規約、会員名簿を添えて、すみやかに本部に報告するものとする。(懲戒)
- 第19条** 会員で本会及び大学の名誉を毀損する行為があった場合は、理事会の審議により除名等の処分をすることができる。この場合、監事は事実を調査し、役員会・理事会に報告するものとする。(委任)
- 第20条** 本会則に定めなき事項については、理事会の審議により決定する。(会則の改廃)
- 第21条** 本会則は総会の決議を経なければ改廃することができない。
- 付 則
- 1 内規は別に定める。
 - 2 昭和42年12月10日より実施する。昭和44年・昭和45年・昭和49年・昭和50年・昭和51年・昭和55年・昭和57年・平成2年・平成3年一部改定。
- (名称)
- 第1条** 本会は日本工業大学後援会と称する。(本部及び支部)
- 第2条** 本会の本部を日本工業大学内に置き支部を適当な地に置くことができる。(目的)
- 第3条** 本会は日本工業大学の教育方針に則り、大学と学生家庭との連絡を緊密にして大学を後援し、その興隆発展に寄与するとともに併せて会員相互の親睦及び教養の向上を図ることを目的とする。(事業)
- 第4条** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 大学の施設及び教育環境の整備改善に関する協力
 - (2) 教職員及び学生の研究、福利厚生に関する協力
 - (3) 学生の学業徳操及び保健体育に関する協力
 - (4) 会員の親睦及び教養の向上に関する事項
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- (会員)
- 第5条** 本会の会員は次の通りとする。
- (1) 正会員 日本工業大学在学生の父母又は保証人
 - (2) 賛助会員 日本工業大学卒業生の父母で本会の趣旨に賛同し、入会を希望するもの。
- (役員並びに理事)
- 第6条** 本会は次の役員並びに理事を置く。
- | | | |
|----|-------|-----|
| 役員 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 3名 |
| | 総務 | 2名 |
| | 財務 | 2名 |
| | 専門委員長 | 若干名 |
| | 監事 | 2名 |
| | 理事 | 若干名 |
- (役員並びに理事の任務及び任期)
- 第7条** 役員並びに理事の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する
 - (3) 総務、財務及び専門委員長は会長の指示をうけ会務を遂行する
 - (4) 総務は広報・学生生活・教務に関する企画調整事務を処理する。
 - (5) 財務は財政に関する事務を処理する。
 - (6) 専門委員長は各専門委員会を主宰する。
 - (7) 監事は本会の業務及び会計の監査を行う。
 - (8) 理事は本会の会務を審議する。
- 2 役員並びに理事の任期は1か年とする。ただし重任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。(銓衡)
- 第8条** 理事及び監事は銓衡委員の銓衡に基づき本会正会員から、別に定める定数基準により総会において選任する。ただし、相互にこれを兼任することはできない。
- 2 会長、副会長は理事の互選により候補を選出し総会の議決による。
 - 3 総務、財務は理事の互選により総会に報告する。
 - 4 専門委員長は会長の指名による。
 - 5 銓衡委員は7名とし、その人選は理事会において協議し決定する。(相談役、顧問及び参与)
- 第9条** 本会に相談役、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 相談役、顧問は本会と連繋ある学識経験者及び本会に特に功労のあった者を理事会が推挙し、会長が推薦するものとする。
 - 3 相談役、顧問は会長の諮問に応じ理事会及び総会において意見を述べることができる。
 - 4 参与は本会の専門分野において特に功労のあった者を役員会が推挙し、会長が委嘱する。
 - 5 参与は委嘱された担当業務を通じて運営に参画し、理事会において意見を述べることができる。(大学教職員への委嘱)
- 第10条** 会長は大学教職員から総務、財務各1名を委嘱するとともに、会務を担当する専任の事務職員1～2名を置き、事務局を構成する。(会種)
- 第11条** 本会は次の会種をもつ。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 役員会
 - (4) 専門委員会

入学記念特集号

日本工業大学後援会 会報

発行/日本工業大学後援会

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台四一
番 〇四八〇 三四一四二二(代)
令和五年四月一日

ご入学おめでとうございます



会長 安齋 義直

日本工業大学にご子息・ご息女が入学されましたこと、後援会を代表して心より御祝いを申し上げます。これにより、令和5年4月から保護者の皆様方は、日本工業大学後援会の新会員として入会されることとなります。

後援会組織は、大学が設立された昭和42年と同年の12月に「大学の教育方針に則り、大学と家庭との連絡を緊密にして、大学の興隆発展に寄与し併せて会員相互の親睦を図る」ことを目的に、保護者自らの発意により、全在学生の保護者を会員として発足致しました。後援会は、発足以来この目的を達成するため、皆様からの入会金と年会費をもとに、種々の事業を行ってまいりました。具体的な事業の

内容については、他の紙面をお読みいただくこととして、会則にあるように①大学の施設及び教育環境の整備改善に関する協力②教職員及び学生の研究、福利厚生に関する協力③学生の学業徳操及び保健体育に関する事項④会員の親睦及び教養の向上に関する事項⑤その他本会の目的達成に必要な事項、等について、歴代の会長のもと、大学と相談しながら継続して後援し、その成果をあげてまいりました。日本工業大学は今年、学園創立115周年を迎えます。大学としては55周年ですが、学園は明治40年から始まり、その間一貫して理想の工業教育を目指し、追求されてきました。この歴史と伝統を誇る大学に対し、一層の発展と充実を願ひ、そして、我々の子供たちのために、後援会も微力ながら今後もお手伝いをしてまいりますので、会員お一人お一人の絶大なご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。現在、本会には全国各地に支部があり、積極的に活動していま

日本工業大学後援会の目的

大学の興隆発展に寄与する 会員相互の親睦を図る

ご入学おめでとうございます。皆様のお喜び、いかばかりかと拝察いたします。

さて、すでにご承知のことと存じますが、日本工業大学には「後援会」という組織があります。保護者が主体的に参加し後援することにより、日本工業大学をより良い大学にし、大学と一体となつて学生諸君の成長に寄与するために開学と同年に組織されました。

子の成長は全ての親の願いですが、そのためには大学のレベルアップが必要条件です。本会は「日本工業大学の教育方針に則り、大別教育懇談会」は、後援会の最大の事業となりますので、是非ともご参加ください。何卒、後援会活動に対するご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。次第です。

学と家庭との連絡を緊密にして大学を後援し、その興隆発展に寄与するとともに、併せて会員相互の親睦を図る」ことを目的として発足いたしました。大学の教育研究環境を充実させることにより、学生の一層の向上を願ひ、側面からですが、大学と保護者が一致協力していこうというのが本会の趣旨です。

本会員は日本工業大学の全在学生の保護者(保証人)で構成されており、ご子息・ご息女が入学すると同時に会員になります。運営につきましては、総会のもとに理事会が組織され、事業については専門委員会を設置、その実施にあつています。

後援会では、これまで種々の事業を継続的に行つて参りました。①学生自治会への援助 ②学生の課外活動を指導する教職員への援助

- ③ 新入生・卒業生への記念品贈呈
- ④ 大学行事に対する協力・援助
- ⑤ 学生の健康診断料の負担
- ⑥ 地域別教育懇談会の開催
- ⑦ 後援会支部活動への協力
- ⑧ 図書購入・寄贈
- ⑨ 学内環境整備活動への援助
- ⑩ ㈱NITクリエイト経営への参画

⑪ 就職活動への助成

以上が主な事業内容ですが、その他周年協賛事業や特別事業として、次項に紹介する事業を実施してまいりました。いずれも前述の目的達成のため行つたものです。

また、後援会では大学と家庭との連絡を緊密にするため、毎年5月に開催される総会の資料や手引きとしてお使いいただける「後援会のしおり」、就職状況に関する資料等を全会員に送付しています。また、年に3回会報を発行し、後援会の活動や学生生活の一端をご紹介しています。

この度の会報は、ご子息・ご息女の合格を祝し、皆様の後援会をご理解賜りますものとして発行いたしました。何卒、その趣旨をご理解いただき、今後の後援会活動に対しまして、絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

学園創立記念周年協賛事業

大学設立10周年(学園創立70周年)記念事業

(昭和52年)正面玄関前の整備



大学設立20周年(学園創立80周年)記念事業

(昭和62年)学友会館の建設



大学設立30周年(学園創立90周年)記念事業

(平成9年)スチューデントセンターの建設



大学設立40周年(学園創立100周年)記念事業

(平成19年)百年記念館の建設



大学設立50周年(学園創立110周年)記念事業

◎第一期工事 食堂棟(ダイニングホール)・学生クラブ棟(平成29年4月 完成)



◎第二期工事 多目的講義棟(平成30年12月 完成)



【日本工業大学後援会 主な事業と活動】

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 学生自治会・学生指導への援助 | ⑥ 就職活動への助成 |
| ② 新入生・卒業生への記念品の贈呈 | ⑦ 特別事業 |
| ③ 大学行事への援助 | ⑧ 図書購入・寄贈 |
| ④ 健康診断料の負担 | ⑨ 地域別教育懇談会の開催 |
| ⑤ 会報・後援会のしおり等の発行 | ⑩ 新入会員説明懇談会の開催 |

後援会特別事業

平成27・28年度の特別事業では本館中庭に憩いの空間をつくりました。



本館東側中庭池造成・整備【H27年度 後援会特別事業】

造成した池には、水質を管理するための循環装置が設けられており、災害時のマンホールトイレや緑地散水にも利用可能となっています。



本館西側中庭池整備【H28年度 後援会特別事業】

既存の池の護岸工を行い、東側と一体化した憩いの空間となりました。

地域別教育懇談会

後援会会員(保護者)と教職員及び会員同士の交流と親睦を図る場として毎年実施されている後援会の大きな事業の一つです。

9月～10月にかけて大学会場もしくは支部会場にて開催されます。

「参加して良かった」、「大変有意義な会である」という感想が多数届いています。是非とも積極的にご参加ください。



全体会

「履修と成績」、「学生生活」、「就職」等について詳しく説明をします。



個別面談

成績表をもとに先生と面談。いろいろ相談してください。